

平成二十八年一月六日提出
質問第一九号

児童手当及び児童扶養手当の支給に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

児童手当及び児童扶養手当の支給に関する質問主意書

毎月支給される生活保護費や二か月ごとに支給される年金に対して、児童手当及び児童扶養手当は四か月まとめて年三回の支給になっていますが、その理由を伺います。

ひとり親家庭に支給されている児童扶養手当は、児童扶養手当法第一条に「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため」とあるように、生活の安定のために支給されていること、相対的にひとり親家庭に所得が低く貧困家庭が多いこと等を考えると、月々決まって必要となる経常的な経費に充てている家庭が多いと考えられます。

そうであるならば、児童扶養手当はもちろん児童手当についても同様の理由から、四か月まとめて支給するのではなく毎月支給することが、生活の安定に寄与することになり、法律の趣旨に適うと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。